

【各種控除額】

別表 1

控除の種類	控除対象者	控除額
同居親族控除	同居親族の方（申込者以外の方）	一人につき 380,000
扶養親族控除	同居以外の親族で所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方	一人につき 380,000
老人扶養親族控除	同居親族・扶養親族控除対象者のうち、年齢70歳以上の方で収入のある方の扶養親族として認められている方	一人につき 100,000
特定扶養親族控除	同居親族・扶養親族控除対象者のうち、年齢16歳以上23歳未満の方で、収入のある方の扶養親族として認められている方	一人につき 250,000
障がい者控除	申込者または同居親族・扶養親族控除対象者のうち障がいがあり、手帳等の交付を受けている方（3級～6級）	一人につき 270,000
特別障がい者控除	精神・身体に重度の障害がある方（1級～2級）	一人につき 400,000
寡婦（夫）控除	夫（妻）と死別または離婚（扶養者がいること）した後に婚姻していないか、夫（妻）の生死が不明の方（64歳以下の方）	270,000 （限度）

【収入を証明する書類】

別表 2

区 分	必要な書類
給 与 所 得 者	※平成30年1月1日以前から勤務している方 ① 平成30年度 課税所得証明書 ② 平成30年分 源泉徴収票 *①②のどれか1つ
	※平成30年1月2日以降に現在の勤務先に就職した方 ① 給与所得証明書 （市営住宅管理センター又は勤務先の様式に、現在の勤務先から給与支給の証明を受ける）
営業等をしている方	① 平成30年度 課税所得証明書 ② 最新の「確定申告書の控え」 *①②のどれか1つ
年金受給者	① 平成30年度 課税所得証明書 ② 平成30年分 源泉徴収票 *①②のどれか1つ
失業中の方	① 「離職票」 ② 「雇用保険受給資格者証」 ③ 「退職証明書」 *①②③のどれか1つ
生活保護受給者	① 平成30年度 課税所得証明書 ② 生活保護受給証明書
主婦・学生など平成29年から収入がない方	① 平成30年度 課税所得証明書

平成31年3月改訂